

平成 22 年度	施設名（愛称名）	下田市立落合公民館	番号	33
----------	----------	-----------	----	----

平成 22 年度

施設評価調書

施設の名称……落 合 公 民 館

所管担当課……教育委員会生涯学習課

平成 22 年7月

平成 22 年度	施設名 (愛称名)	下田市立落合公民館	番号	33
----------	-----------	-----------	----	----

施設の概要

1 施設名 (愛称名)	下田市立落合公民館		2 担当課 担当係	生涯学習課 社会教育係		
3 所在地	下田市落合 276 番地		4 設置年月	昭和 36 年 4 月 13 日		
5 総合計画の 位置付け	Ⅱ 人財づくり		自ら学ぶ歴史のまちづくり	生涯教育		
	施策体系		学習環境の整備	学習施設の整備・充実		
	主要事業		公民館活動推進事業	地域に密着した学習プログラムの実施		
6 設置目的	社会教育法第 20 条の目的を達成するため 第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。					
7 設置根拠	下田市立公民館設置管理条例					
8 施設の概要	施設の概要	敷地面積 130.00 m ²		建物面積 77.76 m ² 構造 木造平家建		
		集会室・談話室(和室)・調理室・便所				
	実施事業 の概要	・公民館講座の実施 ・その他「社会教育法第 22 条(公民館の事業)」に基づくもの				
		料金区分	公民館使用料			
	主な料金	午前(9:00~12:00)	昼間(13:00~17:00)	夜間(18:00~21:00)		
		使用単位 普通 入場料 使用料 徴収	普通 入場料 使用料 徴収	普通 入場料 使用料 徴収	普通 入場料 使用料 徴収	
	減免内容	(使用料の免除) 第 10 条 市長は、特に必要があると認めるときは、別表に定める使用料を減免することができる。 (1) 市の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。(全額) (2) 公共的団体の主催で法第 20 条の目的に基づき住民のために使用するとき、又は市内の保育所、幼稚園若しくは小・中学校の主催で、園児、児童、若しくは生徒の教育のために使用するとき。(全額) (3) 公立小・中学校(市内の公立小・中学校を除く。)若しくは公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき、又は委員会が認めた社会教育関係団体の主催で、その目的が当該団体の設立目的のために使用するとき。(5割減額) (4) 国の機関又は地方公共団体の主催で、その目的が公共のために使用するとき。(3割減額) 全各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。(3割減額)				
		利用料金制度	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	施設運営 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接運営				
		<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 →	指定管理者			
	<input type="checkbox"/> 一部委託 →	委託内容				
直接従事職員	下田市職員数 館長 1 人 常駐管理人					
9 市内の 類似施設	下田市所有	他 11 公民館(社会教育法の規定による施設)				
	民間所有	地区集会所等(自治会管理の地域コミュニティ施設)				

平成 22 年度	施設名 (愛称名)	下田市立落合公民館	番号	3 3
----------	-----------	-----------	----	-----

10 取得費等の情報 (単位：円)	取得費及び財源内訳		平成 21 年度末残高			(備考) 減価償却の方法 ・ 定額法 ・ 残存価格 1 円 ・ 新設翌年度から償却 ・ 耐用年数 24 年
	土地取得費		土地残高			
	建物取得費	不明	建物減価償却後残高	1 円		
	財源内訳					
	国・県支出金					
	市債		市債残高	0		
	一般財源					
	寄附金等					
	物品(* 万円以上)		物品減価償却後残高			
11 年間経費等推移 (単位：円)	区 分		H19 年度決算 (落合公民館)	H20 年度決算 (落合公民館)	H21 年度決算 (落合公民館)	H22 年度予算 (12 公民館)
	収入	使用料	4,000	0	2,000	1,800,000
	収入合計		4,000	0	2,000	1,800,000
	支出	1 節 報酬	112,999	112,500	108,000	1,552,000
		7 節 賃金	0	0	0	1,699,000
		8 節 報償費	0	0	0	349,000
		9 節 旅費	3,380	2,829	7,580	166,000
		11 節 需用費	35,263	42,795	41,130	6,224,000
		消耗品費	0	210	6,850	380,000
		印刷製本費	0	5,704	0	10,000
		光熱水費	34,039	36,881	33,266	5,163,000
		下水道費	0	0	0	140,000
		燃料費	1,224	0	1,014	31,000
		修繕料	0	0	0	500,000
		12 節 役務費	52,634	53,476	53,061	1,024,000
		13 節 委託料	6,865	7,043	7,069	879,000
		14 節 使用料	0	0	0	202,000
	19 節 負担金	13,608	13,583	13,558	185,000	
	支出合計		224,749	232,226	230,398	12,280,000
	減価償却費		0	0	0	11,784,111
	市債利子		0	0	0	
事務に係る市職人件費		158,259	166,465	166,524	2,029,320	
下田市負担年間総経費		383,008	398,691	394,922	25,222,296	
備考	○ 人件費は、1 公民館を 1/20 人工として、職員人件費平均から算出したもの ○ 事務に係る市職人件費=(職員人件費÷職員数)×1/20 人工×公民館数 ○					
12 施設利用状況等の推移	利用状況	利用年度	H19 年度決算	H20 年度決算	H21 年度	H22 年度
		利用者数	430 人	492 人	316 人	人
		参考：利用単位 当たり市負担額	890.72 円	810.35 円	1249.75 円	円
		算出方法：11 欄の「下田市負担年間総経費」÷利用者数				
	休館日	祝日、12/28 から 1/3 まで				
使用時間	午前 9 時から午後 9 時まで					
13 利用者満足度調査	実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		調査結果		
	直近の実施時期					
	調査手法					
	調査数					

平成 22 年度

施設名 (愛称名) 下田市立落合公民館

番号 33

業績評価

1 目標達成度

目標達成度	区 分	単 位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
	利用者数 の目標値	人	500 人	500 人	500 人	400 人
	〃 の実績	人	430 人	492 人	316 人	
	目標達成度	%	86.00%	98.40%	63.20%	
選択した指標	<input type="checkbox"/> 成果指標					
	<input checked="" type="checkbox"/> 成果指標の代替指標					
指標選択の理由	目標達成度を選定する指標として同指標を選択した理由					
	施設設置目的の「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与」を計ることが困難であるため、施設利用者数を使用する。利用者数は直近の最大利用者数平成 20 年度 492 人を目標値として設定した。					
指標設定の考え方	区 分	指 標 名	指 標 の 考 え 方			
	成果指標					
	代替指標	施設利用者数				

(参考)

活動指標 (施設の目的を達成するための具体的な手段におけるそれぞれの達成度合を把握できる指標)

活動指標			区分	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
活動指標①	目標指標	社会教育関係団体利用者数	目標値	人	0	0	0	0
		施設利用者数のうち社会教育関係団体の利用人数	実績値	人	0	0	0	
			達成度	%	0	0	0	
	目標指標の考え方	社会教育・生涯学習行政を推進していく上で、社会教育関係団体の自主的な活動は重要視される。活動拠点は集合しやすさから市中心部に偏りがちではあるが、公民館が社会教育施設として活用されている一つの指標として設定する。						
活動指標②	目標指標		目標値					
			実績値					
			達成度					
目標指標の考え方								
活動指標③	目標指標		目標値					
			実績値					
			達成度					
目標指標の考え方								

平成 22 年度

施設名（愛称名）	下田市立落合公民館
----------	-----------

番号	3 3
----	-----

2 効率性

効率性	区分	説明	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
	施設の総利用者数等①		人	430	492	316	
	年間経費②	施設の事業費・運営費及び人件費の合計額	円	383,008	398,691	396,922	
	利用単位当たり経費	②÷①	円/人	890.72	810.35	1256.08	
総利用者数等の考え方 施設の総利用総数等に用いた指標について記載してください。	総利用者数を年間経費で割り返して、効率性を計る。		備考 コスト評価項目に関して留意事項、補足項目等があれば記載してください。				

その他の指標			区分	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
目標指数①	目標指数	光熱水費	目標値	円	369,000	369,000	369,000	369,000
			実績値	円	34,039	36,881	33,266	
			達成度	%	9.22	9.99	9.01	
目標指数の考え方	電気、ガス、水道の料金を節約することで効率性を計る。 ※社会情勢の変動により、使用料金も増・減額されることがあるため、一概に達成度を判断することはできない。 目標値算定：直近の最大使用料の95%を目標値とする。※1,000円未満切り捨て							
目標指数②	目標指数	消耗品費	目標値	円	26,000	26,000	26,000	6,000
			実績値	円	240	0	6,850	
			達成度	%	0.92	0	26.35	
目標指数の考え方	消耗品費を節約することで効率性を計る。目標値算定：直近の最大料金の90%とする。（H21年6,850円*90%）※1,000円未満切り捨て							
目標指数③	目標指数	委託料	目標値	円				
			実績値	円	6,865	7,043	7,069	
			達成度	%				
目標指数の考え方	目標値算定：委託料については法律等で定期的に点検・報告することを義務付けられているため、公民館を維持管理する上で削ることはできない。							

受益者負担の適正性	区分	説明	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度
	①有料部分の年間経費	使用料等を徴収する部分の年間経費	円	383,008	398,691	396,922
	②受益者負担額	施設の本来の目的による使用料等の年間総額	円	0	0	2,000
	③受益者負担比率	②÷①	%	0	0	0.50
	④補正受益者負担額	減免者より正規の料金を徴収したと仮定した場合の受益者負担額	円	99,000	62,000	33,000
	⑤補正受益者負担比率	④÷①	%	25.85	15.55	8.31

【参考】

運営に掛かる税負担（市民負担）	年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度(予算)
	人口（4月1日：人）	26,197	25,802	25,549	25,217
	人口1人あたり（円/人）	運営経費（収入除く）	15	15	15
	年間総経費	15	15	15	

平成 22 年度	施設名 (愛称名)	下田市立落合公民館	番号	33
----------	-----------	-----------	----	----

施設の現状分析

判 断 視 点 項 目			施設の状況
施設方向性の判断視点	① 施設の設置目的が時代のニーズに適合しているか	設置目的に沿った利用がされているか	社会教育法第 20 条の設置目的に沿った利用がされている。
		住民の福祉の向上に対し、どのように寄与しているか	公民館講座、地域住民の集会などに活用されている。
		将来に亘り必要な施設として住民の期待を高めていけるか	市で管理している市立公民館の中、中央以外の公民館について現在統廃合を進めている。
	② 施設が十分に利用されているか	施設の修繕計画はどうなっているのか	必要に応じた修繕を実施している。
		施設の運営方法と利用者の情報交換はどのようにされてきたのか	公民館運営審議会や公民館長会議を通じて情報を得ている。
	③ 施設の管理運営主体が施設の利用目的から判断して適切であるか	同様の施設の設置がされているなど競合していないか	競合していない。
		民間においても十分可能な施設なのか	民間では社会教育法第 20 条の設置目的に沿った形の事業運営をするのは難しい。
	④ 使用料、利用者数、支出額、市負担額が適正であるか	使用料の算定に当たり実費経費と住民福祉の向上の比較はどうなのか	平成 21 年度の利用者一人当たりの年間経費は 1,256 円/人と、他公民館と比べると公的負担額は多少高めである。しかし落合地区には他に集会所が無く区住民に利用されているため住民の福祉向上に貢献していると考えられる。
		同種施設との比較、近隣施設との比較はどうなのか	地域に根ざした利用をされている施設であるため一概に比較できない。
		計画上の利用者数と実際の利用者数の違いがどうなっているのか	利用者数は目標人数の約半分となっている。立地条件、施設の規模、建物設備からして他の地区からの利用も難しい。
		施設の耐用年数は何年有るのか	不明。
		施設の今後の維持経費の算定はどうなのか	今現在、落合公民館についても統廃合の対象施設となっているため具体的な方針は立っていない。
行政規模からの判断視点	① 施設の管理運営に係る経費が財政規模からして適正か	施設の管理運営の経費支出が下田市の行政経営からして妥当なのか	最小限の経費による運営努力をしている。
		現行の管理運営を今後も継続していくことが適切か	市内には下田市で管理している市立公民館が 12 館あり、現在管理の見直しを行っている最中である。
	② 地域的な施設配置のバランスは適正か	旧町村単位における施設配置の見直しはされているのか	統廃合を含め検討中。
	③ 施設の統廃合が可能な施設はないのか	施設統合が出来る施設の組み合わせは有るのか	社会教育施設でありその性格を残し施設の統合を行うは難しい。
老朽化と施設維持の比較から改築廃止をどう考えていくのか		統廃合を進めている最中で今後の具体的な見通しは立てられない状態である。	
地域、民間に譲渡できないのか		統廃合を進めていく。	
	施設の目的の範囲を拡大することにより統廃合可能にならないか	公民館として運営していくのであれば範囲の拡大は難しい。	
その他			

平成 22 年度	施設名 (愛称名)	下田市立落合公民館	番号	33
----------	-----------	-----------	----	----

見直しの方策

評価種別		改善・見直しの方策案
市民と行政の役割分担評価	行政関与の妥当性	社会教育法に基づく公民館であり行政関与が妥当であると考えている。
	受益者負担の妥当性	受益者負担の適正化を図るため、平成 19 年 4 月から条例改正後の新料金と減額規定が適用された。 数年間の据え置き期間後に改めて検証が必要であると考えている。
	実施主体の妥当性	統廃合を進めている最中であるが、市で管理を行っている現時点では会議室の貸し出しを行うだけならば他団体でも可能であるが、社会教育施設としての機能を残し、営利を追求せず運営することは民間では難しいと思われるため行政管理が妥当であると考えている。
	廃止・休止・縮小・外部委託化・民営化などの方向性	統廃合を進めていく。
業績評価	利用者数等の目標数値及び利用者向上策など	公民館は社会教育法に基づき運営している施設で利用者向上を目的としたものではない。
	執行方法の見直しなど効率化のための目標及び方策	ボランティアで活動してくれる地域の指導者などを発掘し公民館活動に活かさないか検討中。
	受益者負担の現状及び適正化のための方策など	受益者負担の適正化を図るため、平成 19 年 4 月から条例改正後の新料金と減免規定が適用された。 数年間の据え置き期間後に改めて検証が必要と考える。
アンケート調査等	市民アンケート調査等の結果	未実施。
サービス面等	サービスの迅速性や利便性など	中央、稲生沢、本郷、朝日以外の公民館には常駐の職員がいないが、公民館のある地区の方に館長をお願いし、公民館の予約受付、公民館、鍵の管理をしてもらっている。利用者より意見があった際には館長より随時連絡をもらう体制となっている。
	利用者満足度の観点からのサービス提供の質の改善方法	公民館設備の充実。

平成 21 年度事業内容及び見直し事項

事業内容	
見直し事項	ボランティア講師の発掘や講座受講者の同好会化の推進

平成 22 年度

施設名（愛称名） 下田市立落合公民館

番号 33

施設懸案事項

No.	懸案事項	改善経費	備考
1	耐震診断、補強未実施	未調査	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

今後の方向性

今後の方向性	<input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 効率化等による見直し <input type="checkbox"/> 現状のまま継続等 <input type="checkbox"/> 縮小等による見直し <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合を進める	<p>(具体的な内容)</p> <p>市で管理している市立公民館が 12 館あり、平成 22 年 3 月 31 日をもって、板戸公民館が地元区へ無償譲渡されるため、今後は 11 公民館について、中央公民館を除いた 10 館の統廃合を進める。</p>
--------	--	--